川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務
委託仕様書

1　目的

川口市（以下「委託者」という。）は、スポーツ庁及び文化庁が令和７年１２月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「川口市部活動方針」（令和７年１月改定）の趣旨を踏まえ、中学校部活動の地域展開を推進しており、令和９年９月から休日の地域クラブ活動を開始する予定にあり、中学生が地域クラブ活動に参加しやすい環境を整備するためのプラットフォームを構築し、持続的な地域クラブの運営を目指す。

まずは、委託者の部活動地域展開に関して、生徒・保護者などに広く周知するためのポータルサイトを構築し、その運用を支援するものである。

なお、ポータルサイトは、令和９年度以降に委託者が導入を検討する地域クラブ運営に関する各種機能（クラブ管理、生徒管理、指導員人材バンク、連絡調整機能、活動スケジュール管理、決済機能など）を段階的に追加していく予定である。

2　委託業務名

川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務

3　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。また、ポータルサイトの公開日は令和９年３月１日（予定）とする。

4　委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本仕様書の内容以外に効果的な施策があれば、積極的に提案すること。ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。提案者は、別紙「システム要件確認書」に回答を記入し、企画提案書とあわせて提出すること。

（１）ポータルサイトの構築

ア　基本要件

・委託者のサイト上ではなく独立したサイトとして構築すること。
・以下環境で動作をすること。
　対応 OS：Windows、Mac、iOS、Android
　対応ブラウザ：Chrome、Safari、Microsoft Edge
　アプリ形式：Web アプリケーション
・ソフトウェアのインストールを必要としないこと。
・２４時間３６５日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に通知やお知らせを行うこと。
・市内市立中学校２７校の生徒・保護者等（約１３，５００名）の利用を想定し、これに対応できる性能・容量を有すること。
・ポータルサイトの基本デザインは、事業の趣旨を十分に考慮し、利用者がみやすくわかりやすいデザイン、レイアウト、配色とすること。

イ　機能要件

・情報発信機能
委託者が、生徒・保護者などに広く部活動地域展開に関する情報を発信・周知できること。また、SEO 等により、利用者が本ポータルサイトを見つけやすいこと。
・指導者募集及び登録受付機能
地域クラブにおける指導者の募集及び登録受付ができること。登録の際に、委託者が定める文言を記載した利用規約等への同意を取得すること。
・生徒募集及び入会受付機能
地域クラブに入会を希望する生徒の募集及び入会受付ができること。
・地域クラブ情報登録及び検索機能
地域クラブに関する情報の掲載及び地域クラブの検索ができること。また、「直営クラブ」「加盟クラブ」等、地域クラブの種別の掲示及び絞り込み検索ができること。
・管理機能
専用の管理画面にて、委託者が、情報の編集や更新を簡便に操作できること。
・アカウント権限機能
親アカウント（委託者及び委託者が指定する運営統括団体)、子アカウント（地域クラブの運営団体等、学校は含めない)、一般ユーザー（生徒・保護者）の３種類の権限区分を有すること。
・アカウント申請及び承認機能
子アカウントは、ポータルサイト上で行う登録申請を、親アカウントが承認することにより発行されること。登録申請の際に入力された地域クラブ情報は、親アカウントの承認と同時にポータルサイトに掲載されるものとし、承認前の申請情報は一般ユーザーに公開されないこと。親アカウントは、登録申請の却下及び修正依頼並びに子アカウントの利用停止ができること。却下又は利用停止とした場合は、当該地域クラブ情報が掲載されないこと。
・履歴管理機能
上記に記載した機能に関する操作ログがシステム上に記録され、管理ができること

（２）ポータルサイトの管理・運用・保守
・委託者及び委託者が指定する運営統括団体、地域クラブの運営団体、保護者等からの問い合わせ窓口を設置し、平日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）の午前９時から午後５時までの問い合わせに対応すること。
・地域クラブの増設等でアカウント追加等の対応が必要な場合は、柔軟に対応すること。
・サーバの維持・管理を行うこと。
・万が一システムの停止が確認された場合、受託者は最大限の努力を払いシステムの復旧に努めること。
・受託者は、システム復旧後に原因の調査と対策を行い、速やかに委託者へ報告を行うこと。
・データのバックアップについては、委託者と協議の上決定すること。また、データバックアップのポリシーを示すこと。
・ネットワークやサーバへの不正な侵入等を検知、遮断する仕組みを構築・維持すること。
・システム停止を伴うメンテナンスは、２週間前に委託者に通知すること。ただし、セキュリティ上の緊急の対応が必要な場合はこの限りでなく、事前に、又は事後速やかに委託者に報告すること。

・OS・ミドルウェア・ブラウザ等は、サポート期限切れにならないよう、適切にパッチ適用及びシステム改修を実施すること。
・サービスの水準は、別紙「システムサービスレベル定義書」のとおりとする。

5　セキュリティ要件

（1）受託者は、本業務を実施する部門において ISMS 又はプライバシーマークを取得していること。個人情報の保護や各種法令遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

（2）サービスは、日本国内のデータセンターで稼働しているクラウドサービスで提供すること。

（3）ブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL／TLS で通信が暗号化されていること。

（4）セキュリティに万全を期すこととし、サーバ障害・不正アクセス・コンピュータウィルス等への必要な対策を講じること。

（5）ポータルサイトに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規、委託者が規定する関連規程（川口市情報セキュリティポリシー等）を遵守し、適切に実施すること。

（6）ポータルサイトの公開前に脆弱性診断を１回以上実施し、その結果及び対応の内容を委託者に報告すること。診断は、AI を活用しての実施が望ましい。なお、診断は、第三者機関によるものに限らず、受託者が自ら保有する手段により実施するものでもよい。

（7）ポータルサイト及びその稼働に用いる情報資産について、脆弱性管理の状況を把握し、最新パッチの適用等の既知の脆弱性への対応を行うこと。

（8）ポータルサイトの運用に当たって、迅速な脆弱性対応、管理画面を利用するアカウント（親アカウント及び子アカウント）への多要素認証の導入、保有情報の最小化、データの暗号化等、漏えいした情報の悪用を防止する対策を講じること。

（9）上記の対策が適切に講じられていないおそれがある場合は、委託者と協議の上、対策が完了するまでの間、ポータルサイトの全部又は一部を停止すること。この停止の時間は、別紙「システムサービスレベル定義書」の稼働率の計算に含めない。

6　導入支援・運用サポート

（1）委託者及び委託者が指定する運営統括団体、地域クラブの運営団体等に対する操作・運用研修を行うこと。

（2）操作・運用マニュアルを作成し、提供すること。

（3）委託者の運用方針に合わせて、段階的に新たな機能を追加する場合は、将来のシステムと CSV・API 等で連携できること。

（4）新たに機能を追加する場合は、その都度、操作説明会等の支援を行うこと。

（5）新たに機能を追加する場合に、追加費用が必要になる可能性があれば、受託者は委託者に事前に告知・協議すること。

7　委託業務の対象経費

（1）ポータルサイト構築費

（2）ポータルサイト管理・保守費

（3）導入支援費

8　事故報告

本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、必要な指示を得ること。

9　業務の確認

（1）委託者は、報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めによりこれに立ち会うこと。

（2）委託者が行った調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い受託者は速やかに改善すること。

１０　業務委託料の支払

受託者は、委託業務完了報告及び委託者による業務の確認の後、委託料の支払いを請求することができる。

１１　成果物

成果物は以下のとおりとし、納入時期、部数、データ形式については、委託者と相談の上決定すること。

（1）ポータルサイト管理者アカウント

（2）ポータルサイト利用者マニュアル

（3）ポータルサイト概要資料（機能・セキュリティ・サポート体制等をまとめた資料）

１２　書類等の整備

受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

１３　業務の引継

（1）業務の引継が発生した場合、受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者への必要情報の引き継ぎを行うこと。

（2）委託者が、別ベンダーのシステムを調達した場合は、受託者は全データを CSV 等で無償提供すること。

（3）ドメインは本市が保有するドメインのサブドメイン又は委託者名義のドメインのいずれかとし、委託者と協議の上で決定する。委託者名義のドメインとする場合は、第三者による不正利用を防止するため、運用停止後少なくとも３年間保有を継続すること。なお、これらに関する費用は委託料に含むものとする。なお、本市に導入する他の関連システムと連携を図る際には、ドメインの体系を統一できるよう配慮すること。

１４　著作権の譲渡等

（１）成果物のうちポータルサイトのプログラムの著作物について、受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）及び受託者が本業務の実施において共通的に作成・利用する汎用的なモジュール等の著作権は受託者に留保されるものとする。ただし、本業務において委託者の個別の仕様に基づき新たに作成又は改修されたプログラム（カスタマイズ部分を含む。）の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）及びその他の知的財産権は、受託者から委託者へ無償で譲渡されるものとする。

（２）委託者は、前号に基づき受託者に権利が留保された著作物等についても、本契約の目的及びポータルサイトの運用のために必要な範囲において、受託者に事前の同意を得ることなく無償かつ非独占的に自由に利用（複製、改変、翻案等を含む。）することができる。ただし、受託者に権利が留保されているプログラム本体を第三者に共有・譲渡する場合は、受託者と事前に協議の上で行うものとする。

（３）納入物のうちドキュメントの著作物については次の定めに従い取り扱うものとする。

ア　受託者が従前から有していたドキュメント及び汎用的な仕様書等の著作権は受託者に留保されるものとし、委託者は、本契約に基づきポータルサイトを自己利用するために必要な範囲でこれを利用できる。

イ　委託者及び受託者が本業務の遂行において新たに作成又は共同で作成したドキュメント（業務マニュアル、独自仕様書等）の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。

（４）成果物について、受託者は、委託者及び委託者の指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとし、受託者の従業者又は第三者が著作者人格権その他の人格的権利を有する場合には、当該権利を行使させないための必要な措置を講じるものとする。

（５）受託者が本業務の実施にあたり第三者の著作権、肖像権その他の権利が含まれる成果物を納入する場合、当該権利の処理及び必要な費用の負担は、すべて受託者の責任において行うものとする。

１５　その他事業実施に当たっての留意事項

（１）ポータルサイトに登録された生徒・保護者・地域クラブの運営団体等の個人情報は、委託者の地域クラブ活動の運営の目的の範囲内でのみ利用するものとし、目的外の利用及び第三者に提供しないこと。

（２）ポータルサイトで取り扱う入会申込情報等の生徒・保護者の個人情報の閲覧範囲は、アカウント権限及びアカウントに紐づくクラブの範囲に応じて制御すること。

（３）利用者の情報の利用範囲については、利用登録時に委託者が定める文言を記載した利用規約等に基づき本人（保護者を含む。）から許諾を取得するものとする。利用範囲が拡張される場合は、委託者の承認の元、委託者又は受託者から登録者に適切な形で通知又は許諾の取得を行うものとする。

（４）ポータルサイトに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規、委託者が規定する関連規程等を遵守し、適切に実施すること。

（５）契約終了時は、委託者の指示に基づき、保有するデータの返還又は消去を行い、その結果を報告すること。

１６　その他業務実施に当たっての留意事項

（１）本業務の実施に当たっては、委託者と綿密に協議又は打合せを行うとともに、委託者の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じて実施するものとし、場所については委託者の指示に従うものとする。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

（２）本業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応することとし、委託者が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（３）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

（４）業務に関連して委託者が資料作成を求める場合は、紙媒体及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、委託者の指示に従うこと。

（５）委託者は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、又は受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べることができるものとする。

（６）万が一工程に遅延が発生した場合は、受託者は、リカバリー手段を委託者に報告すること。

（７）本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者と委託者が協議してこれを定めること。